

第三十四回国 参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和三十五年二月二十五日(木曜日)午
前十一時十分開会

出席者は左の通り。

委員長 堀本 宜実君
理事 仲原 善一君
大河原 一次君
東 隆君
森 八三二君

委員

秋山俊一郎君
石谷 憲男君
重政 庸徳君
高橋 衛君
田中 啓一君
藤野 繁雄君
北村 楊君
清澤 俊英君
中田 吉雄君
棚橋 小虎君
千田 正君

國務大臣

農林大臣 福田 赳夫君

政府委員

農林大臣官房長 齋藤 誠君
農林省農林 坂村 吉正君
経済局長 伊東 正義君
農林省農地局長 増田 盛君
農林省振興局長 安田善一郎君
農林省畜産局長 大澤 融君
農林省蚕糸局長 須賀 賢二君
食糧庁長官 山崎 齊君
林野庁長官 高橋 泰彦君
水産庁次長 高橋 泰彦君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査
(農林水産基本政策に関する件)

○委員長(堀本宜実君) 委員会を開会
いたします。

農林水産基本政策に関する件を議題
といたします。

前回に引き続きいて本件についての農
林大臣に対する質疑を願います。

なお、質疑の時間は、前回同様、
答弁の時間を含めて一人三十分以内で
お願いをいたします。

○北村楊君 私は、まず第一点にお伺
いたしたいのは、大臣の農林水産委
員会における説明の中の、今回の重点
施策の第一が、生産基盤の強化拡充、
こういうことになっておりまして、そ
うの中に林業問題について触れておられ
るわけですが、それについて治山、造
林、林道ということについての将来の
木材需給の見通しに即応して森林資源
育成開発に努める、こういうことを言
われているのですが、私は、治山並び
に林道は、生産基盤の拡充強化という
ことにはある程度該当するでしょうけ
れども、造林というものは生産基盤の
拡充強化というところに全然関係ない
は、言いませんけれども、感覚的にい
て、林業というものに対して、森林の
保安機能というものに対して、造林も

確かに保安機能はあるわけですから、
そういう意味においては、生産基盤の
拡充強化には全然ならないとは言わな
いのですが、それも大事ですけれど
も、今、林業でやはり問題になってい
るのは、近代化であり合理化である。
これは各産業に要請せられておる至上
命令だと思ふのです。それに対して、
まず、そういう面については、一つも
第二点の経営の合理化なりなんなりと
いうところには全然姿を現わしていな
い。大臣の説明によると、生産基盤の
拡充強化の中に入っている。これは私
は、大臣の林業に対する認識が、そう
いう認識しか持っていないということ
になるとこれは大へんなことだと思
う。概括的にいっても、水産の問題と
食糧の問題と林野の問題、外局だから
これは関係ないというならば別です
けれども、そういう感じを非常に強く
受けるわけです。まず、この第一点に
ついて御答弁をいただきたいと思ふの
です。

○國務大臣(福田赳夫君) お話のよう
に、まことに生産基盤と申しますれ
ば、造林自体はそういう意味もありま
すけれども、生産基盤の強化をいたし
た上で造林をするというので、むしろ
造林の方が、さらに先の目標だと思
う性格を持つことはお話の通りだと思
うのです。ただ、何もやっていないか
という、そうじゃございませんで、国
有林、民有林を通じまして、はげ山を
なくするという最高の目標で努力いた
しておるわけでありまして、国有林に

いては国営でいろいろな施策をやっ
ておりますが、民有林につきましては
は、本年度も国から低利資金を貸すと
いうようなことを始めましたわけでご
ざいます。これが非常に、地方の
御要請にも即しておりますので、
今、民有林と申しましたが、公有林で
すね、公有林につきましても、ことし
さらに財源をととのえまして融資をす
るといふような努力をいたしておるわ
けでございます。決してなござりに
たしておるわけではないのでございま
す。

○北村楊君 どうも答弁が抽象的であ
まりはつきりいたしません。現在基
本問題調査会等で論議になっておる農
林業の所得、この問題に非常に大き
な問題として論議せられておる。で、所
得増進計画との関連において、おくれ
た農林業をどういうふうにしていく
かということ、今検討中で、非常に
大きな問題だと思ふのです。ところが
が、今考えられている中で、兼業農家
が非常に多くなっている。兼業率
が多くなってきた。こういう中
で、第二種兼業というものは農業では
ないのだ、農業の対象にしないのだ、
こういう考え方があられるわけです。そ
れで、その第二種兼業の中でも、サラ
リーマンをやっている者、あるいは商
店その他の中小企業をやっている者、
そのほかに山林労働に従事している
者、水産業に従事している者、いろい
ろあるわけでございますが、その中に
おける、兼業農家のうちで、林業に携

わっている者というのは非常に多いと
思ふのです。この前の委員会、田中
委員からも触れられておる様に、林
業と農業とひっくりかえりて所得とい
うのを考えたらどうだ、これについて出
ておりましたけれども、とにかく農業
としての対象として考えないというこ
とになれば、これはやはりどこかで見
なければならぬ問題になってくる。
そういうような意味からいって、特に
私は林業に關係して、これからお尋ね
いたしたいと思ふのですが、この林業
の生産の状況と、それから所得の關係
が一体どのように現在なっているか、
これをどのように判断しておるか、
ということについて、お伺いいたした
いと思ふ。

○政府委員(山崎齊君) 林業におきま
す所得も、非常に他の農業等に比べ
まして低い程度ではあります。木材需
要の増大、あるいはまた造林、その他
各般の仕事の伸びというふうなものに
関連いたしまして、非常に低い状態
はあります。幾らかの所得の増大を
見つけようというふうな現状であるの
であります。最近におきましては、
木炭の需要というものが減少して参
りました。そういうものから減少して参
りました原木資材というものが、バルブ
用材その他のものに転換していきとい
うような問題も生まれておるわけであ
りまして、今後、特に山村におきま
す経済の振興という面につきまして
は、林業の受け持つべきもの、ある
いは農業、畜産との關係、これらを総合

した線に進んでいかなければならぬと思っております。

○北村暢君 今の答弁は、私は非常に適切でないと思つた。大臣よく聞いておいて下さい。林業の国民所得の伸びは、国民所得白書によると、これは国民全体の所得の伸びとほぼ一致しております。林業の伸びとこれは農林省の伸びと一致して、昭和二十六年を一〇〇として、農林省の伸びは三十二年で一二六、林業は一九二、国民所得は一九一なんです。そうすると、林業の所得の伸びというものは、今、長官が言われたように伸びが大きいという、これは国民の平均の所得の伸び程度を示しておるのですよ。それにかかわらず貧困だということですね、今おっしゃる通り。そうなんです。確かにそうなんです。そういうふうな形にあるという事は、もう国民所得白書に出ています。これが私はやはりこういう伸びを示しながら、なおかつ、貧困だということについてのやはり説明がなされなければならぬのじゃないか、このように思つたのです。そこでもう一つお伺いしたいのは、この所得の伸びというものは、だから、最初にお伺いしたように、何が要素になつておるかという、木材価格の値上がりなんです。これが所得の伸びになつて現われておる、実際問題としてね。それでこの木材価格というものが一体どのような形に動いてきておるのかということをお尋ねしたいわけなんです。それから、その貧困だということだけではちょっと理解できないのです。

○政府委員(山崎齊君) お説の通りの事象でありまして、先ほどの私の御説

明が不十分であつたかと思つたのでありますが、生産の面におきましては大きい増加はないのでありますが、御存じの通り木材価格というものが二十六年あたりを境といたしまして、ほかの一般物価と比べて木材におきましては非常に大きい伸びを示しておるといふところに、結果としてお話のようになま所得の伸びがそこに出ておるといふふうに見るべきであると考えております。

○北村暢君 そこで、確かに所得は伸びておるのですが、貧困なものがある、こういうことなんでしょうか、それは従つて林業所得というものの内容をみますと、いわゆる国有林は別といたしまして、個人経営の林業所得者、これは山林地主的な存在で立木を払い下げる人もおる、それから自営でもって伐出までやつておるものも含まれておる、こういうふうなものも含めて、この個人経営の林業所得者、それから勤労所得者、林業における勤労所得者、こういうものを見ますと、非常に大きな所得の差が現われてきておるわけなんです。従つて、この林業の所得の伸びというものは、いわゆる個人経営の所得が伸びておつて、そして勤労所得というものが伸びておるけれども、非常に大きな個人経営者との所得の伸びから比べれば問題にならない形が出ておるのです。その点個人経営の所得の伸びが二十六年を一〇〇にいたしました三十二年が二二六です。経済全体の伸びが一五〇に對して林業の場合二二六と伸びておる。ところが、勤労所得の方は全経済が二二四に對して林業は一六八、こういう伸びの状況です。そうしますと、この

山の経営者というものの所得というものは、全産業から比べれば非常に大きな伸びを示しておる。ところが、勤労所得については、これは全産業から比べれば非常に小さくおる。こういう実態が出ておる。これも国民所得白書にはつきり出ておる。こういうふうな所得の実態というものについて、林業というものをどのようにならぬかとおられるのか。こゝら辺のところを一度検討したことがあるのかどうか。

○政府委員(山崎齊君) お説の通り森林所有者、この所有者みずからが伐採の所得が非常に大きく増加しておるといふことになっておるのであります。御存じの通り、戦後における一番大きい特徴といたしましては、木材その他の需要の増加によりまして、木材にはまた外国からの木材等の輸入が戦前に比べて非常に減つてきたという点からいたしまして、立木の価格というものも、製材関係などの価格に比べて、割高というふうな、戦前には見られなかつたような、非常な特異な価格の形をとつて参つておるわけでありまして、こういう点からいたしまして、森林の立木の価格が戦前に比べれば高騰、それに伴う所有者の所得の増加という問題が大きいことに現われて参つたことであるのであります。また勤労所得につきましては事業量の、伐採面における伐採量の増加もある程度あるわけでありまして、この賃金その他の面におきましては、林業というプロパーの部門における賃金構成というものが行なわれるというよりは、むしろ農業等々の関係におきまして、この賃金その他が、水準がきまつ

て参るといふような点からいたしまして、そういうふうなアンバランスというものが生まれて参つたというふうなわけは了解しておるわけでありまして、

○北村暢君 今答弁されておるよう、素材の生産価格の原価の構成の中で、今おっしゃる通りに、立木代金というものが、三十一年の統計において大体四四・七％というものが立木代金、それから労賃が一三・五％、それから物的いろいろな諸経費、これが二二％、それから素材生産の事業利得というものが、企業利得ですか、これが一九・八％、こういうふうな素材生産の原価の内容がなつておる。これは農林省の調査並びに勤業銀行の調べではそういうふうな形になっておる。しかも、今、長官がおっしゃる通りに立木代金の方は最近非常にやはり値上がりをしておる。そして逆に労賃の占める割合というものは、昭和二十五、六年から比べておると、率は逆に減つてきておる、こういう実態です。それから諸経費はこれは下がつてきておる。利潤というものは実はこれは企業利潤といたせば昭和二十五年が二五・七％の素材生産の企業利潤というものがあつた。それが一九・八％に下がつてきておる。そういう傾向をたどつておるのであります。これは私はやはり林業の近代化のために相当な、その経営そのものが機械化されておるといふものに対して投資が伴つてくる。それに対して利潤というものが少なくなつてきておる。これはまあ大体この投資時期にあるのだらうと、こういうふうな判断するのですが、それに引きかえて一番問題な

のは、やはり立木代金が高いというところで、問題はこれは林業におけるいわゆる地主的山林所得に類するもので、黙つて山を置いておくという、立木代金の値上がりによって地主的な山林所得というものがふえてきておる。これは非常に大きな割合でふえておる。昭和二十五年が二〇・六％だったものが、三十一年では四四・七％を占めるようになっておる。これは黙つても倍の値上がりのためにもうかつていく。山林地主がいわゆる受ける利益なのです。こういう形を示しておるといふことは私は林業の発展のためには決していい形ではないのではないかとおもうのであります。従つて、これは木材の価格の値上がりという事は、所得としてはふえてきておるけれども、そのふえ方の配分が地主的な所得の伸びと勤労者の所得の伸びと、それから業者の所得の伸びというものが、非常に不均衡になってきておる。こういう形は私はやはり是正されていかないと、ほんとうの意味における林業の近代化ということはお出でこないのではないかと。そういうふうなことで、私は今度の林業関係の予算を見ますと、従来林業の予算というものは林道と造林の補助金、これは治山関係は災害関係とも関連いたしますから今度は非常にふえております。しかし、林道、造林だけが、これがもう林業関係予算の大部分を占めておる。まあ木炭等の奨励の面も若干出ましたけれども、ただ私はやはりこの機械化その他について近代化していくというときに、昨年あたりから行なわれておる育種の問題その他が出て、技術面というものを非常に考え

て、

られてはきまされけれども、これが農業、畜産と比べますと、格段にやはり私はおくれていると、こういうふうな面が今度の大きな農林大臣の説明の理由である生産性の向上のための合理化の施策の中に入っていないということが、私は非常に遺憾だと思つて、これは国有林と民有林とで非常に差があるのです、技術面においても、国有林は確かに伸びてきておる。従つて、国有林の勤労者の賃金も上がつて参りました。これも事実です。事実ですが、そういう形の中に林業が国有林のように近代化されていくということが望ましいのであつて、零細な民有林というものもは全くおくれおる。これが林業の勤労者の、山林労働者の賃金にももちろん大きな国有林との差が出てきて、今日これが非常に大きな問題になつておるわけだ。そういうふうな事態が出てきておるのです、これらについての施策がないということ、私はやはり非常に遺憾だと思つて、農業関係において大機械を導入するにしても、セクターを作る、いろいろの施策が講じられておる。しかし、民有林の振興のために、そういう機械の導入ということに対して政府が積極的な補助なりなんなり保護政策というものを加えていかない限り、国有林と民有林との差というものは、非常に大きな形になつて出てくるのじゃないかというふうな思ふのです。そういうような点からいまして、今度の国有林が民有林に協力するということ、造林の経費等も一部予算には組んでおられます。組んでおられますが、今申した造林だけが、造林というものは農

業でいへば稲を植えたり麦を播いたりすることなどです、それに補助をしなければならぬというのが実態なんです。それでなしに、生産業として、それから林業の事業です、伐り出してこれを素材生産をする、こういうものに対してはやはり積極的な助成政策というものをやらねばならないと、国有林と民有林との技術面においても内容においても非常に差が出てくるのじゃないか、こういうことが痛切に感ぜられるのです。そういう点について、この政策がなかつたことは私は非常に遺憾だと思つておる、そういう実情について大臣は一つ認識していただきたい。これは自民党のあなた方の同志である全森連の会長の井出さんがこのことを訴えておるわけなんです。国有林の造林の賃金が六百五十円、と、民有林の賃金が四百五十円で民有林は三百五十円、この賃金において、約倍の賃金の差が出てきておると、こう言つておる数字は私は統計を当たつてみましたところが若干合つていません。合つていませんが、しかし、井出さんはそういうことを言つて、これを何とか一つ縮める方策を一つやつてもらいたいということ、あなたのごころの政策マンである井出さんがこう言つておるのです。しかも、今日の林業というものについて、やはり近代化していく上においては、何としても民有林の機械化のために、あるいはこの合理化のための森林組合の協同組合、しかも、森林組合にしても、これは生産組合のことを意味しておるのだらうと思つておる、そういう強力な保護政策がなされなければならぬ、大幅な金融というものが

考えられない限り、民有林の後進性というものを永久に脱出することができない。従つて、この労働者の低賃金、低生産率、林業の近代化の産業から脱却することができないということ、訴えておるのです。従つて、この点について、私はやはり今度の大臣の三つの大きな基本である産業基盤の拡充、強化、それから経営の合理化、それから三男対策という、やはり所得政策から来るこのころのこういう考え方というものについて、これはやはりこの前は秋山さんが水産のことを取り上げておられて、水産は全然なつておらぬと、こう言われまして、これは林業についても、なつておらぬ状況だと思つておる。私はそういう点からいって、やはり大臣の重点施策というものが、水産、林業においては、これはやはり見落としておるような感じが非常に強く受けるのです。そういうような点からして、これは大臣に一つぜひこの問題は取り上げて慎重にやつていただきたいというのを特に要望しておきたいと思つておる、また、所見を承りたいと思つておる。

○国務大臣(福田赳夫君) 今、日本の全体の林業は、国有と公有と民有でやつておられますが、お話を通り、民有の方が非常に進んでおられるという状態が出ておるようによい状態がございまして、民間のこの種の事業は投資が非常に長いわけですから、経済の成長の速度の速い今日とすると、あまり喜ばれないというふうな傾向もあり、また、民有は一つは、零細な林野で作られておる場合が非常に多いわけがございまして、さうな面からいってもお成るがちな面があるという一つの理由を形成すると思つておる。しかし、おくれではないことでもございまして、また、今日までも森林組合等を通じて民有林に対しまして助成の措置を講じておられますが、お話を次第はまことにございまして、お話を注いでいきたいと思います、今後とも力を注いでいきたいと思います。

○北村暢君 今、所得政策というものが非常に問題になつて、基本問題調査会でもやつておられますけれども、今の統計書を見ますと、農業労働者の賃金が、これはもう格段に低いわけだ。それから、山林労働者の賃金は、農業労働者から比べるとまだいいわけだ。しかも、昭和三十一年度の農業労働者の賃金が三百一十一円、女が二百四十八円、山林労働者の賃金が四百四十九円、それから運材が四百四十八円、それから常用労働者の製造業の賃金、これは月給制でありまして、月当たり一万八千三百四十八円、それから日雇いの労働者、これが三百五十九円です。そうすると、これから見ますと、農業労働者というものは町の日雇いの労働者よりも賃金ははるかに低いということになります。それから山林労働者は、伐木、運材、これは民有林の方の平均をとつておると思つておる、約五百円程度。さうしますと、山林労働者の方は日雇いの労働者よりも若干、百四十円ばかりいい、こういうふうな形になつておるわけだ。従つて、この農業労働の問題と山林労働の問題と、それから製造業の所得の問題というものは、私は非常に重要なことだと思つておる。それで、従来賃金の考え方等については、国有林の賃金を上げるということ、民有林が非常に安いんだから国有林の賃金は高過ぎるんだと、こういう意見が出ておるわけだ。これは決してそうじゃないのでありまして、賃金の面からいへば、先ほど来申し上げておるように、勤労所得というものは決してそう伸びておるわけじゃないんです。従つて、そういう面からいへば、まだ上がる余地はあつておるけれども、民有林の近代化、非経済的な低賃金というものと比較して、国有林が高いというにすぎないのではありません、そういう面からいへば、この林業の民有林の施策というものは、もとと真剣に考えられなければならぬ、これはやはり今の所得部会でもって検討を加えておる時期でありまして、これは答申を待つて当然所得増論と関連して考えられる問題だと思つておる。それから、この問題は私申し上げません。あまりにも低い農業労働というものを一つ大臣、はっきりその頭の中に入れておいていただきたいと思つておる。

それからもう一点お伺いいたしますが、今度は統計の問題をお伺いいたします。現在、統計調査部内において地域統計ということが問題になつておるわけでありまして、しかも、これは、各事務所長がその内容等について末端に説明をしておるということ、若干の統計職員の中に混乱が起きておるような感じを受けておるのではありません。従つて、私のお伺いしたいのは、この地域統計について非常に確定した案というものができておるわけでもないよ

かです。この三十五年度予算の理解の仕方として正しいと思うのですが、その問題は、まあ時間がありませんが、申し上げませんが、やはり明治から日本農業をずっと農林省が担当した際に一つの方向づけがあったと思うのであります。それにはやはり国民経済において日本農業をどうするかということに位置づけ、そしてまあ所得倍増計画等から関連して、これはいろいろと、企画庁なんかでやりました、でも、まあ七割ぐらいに伸びを見て、十五年すれば倍になるだろうが、農業は五割ぐらいの伸びだろうといわれておるのですが、よほど国民経済における位置づけをはっきりして、そして予算を財政投融資を相当流して、こぬと、アンバランスを調整できぬと思うのです。幸いことは御努力によって全体の予算に対する農林予算の比率が連年減速しておったのを防いでもらいました、所得の格差を少なくするには、やはり相当な予算と財政投融資のてこ入れが必要だと思ふ。それにはやはりドイツなんかでやっておられますように、基本法によって農業の位置づけをして、そのときどきの政府の恣意によって予算が減らされないように、ある程度リンクするような、全体にリンクするぐらいの規制措置をとる基本法なしには、私は所得の格差を少なくすることもできないし、この劣勢を取り戻すことはできないかと思ふのですが、農業基本法論もだいたい下火のようですが、それについてどういうお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫) 二、三年前から農業基本法をわが国においても制定したらどうかという御意見がありました。たまたま私、一昨年自由民主党の政調会長をしておりました。そのとき私どもの党の方でもいろいろ検討いたしました。その結果は基本法という考え方はいろいろな形の法制が各園でございませぬ。その内容は画一的じゃないに推進して、しかし、農業を大まかに推進して、また、これを保護して、いろいろな考え方に、つまり、さまざまな各国の立法にもそういう思想が出ておるわけです。議論をいたしました結論は、各国のそういう法制をわが国において取り入れるということ、これはもういともやさしい問題である。問題は、その後横たわる農業基本法というものをどうするかということ、これをどう考へ直して、手がつけれなかった政策の分野ではないかというふうな考へたわけでありませぬ。従いまして、政府のそういうような考へ方を受けまして、農業基本法調査会というふうな調査会より、さらに一歩進んで、農業基本問題に取り組むところの調査会を設置すべきであるというふうな観念いたしました。昨年の通常国会におきまして農業基本調査会法案というものを、私もお願いいたしました。でありますから、私も結論をいたしまして、もう農業基本問題、基本法、そういう形式的なこと以上に突っ込んで、曲がりかどにきた農業というものを率直に見て、その姿に合った政策の方向づけをして、このように、基本問題調査会というものは衆知を集めて検討を続けておられます。

が、夏ごろまでには農業問題の中間結論が出ます。引き続き林業、漁業とやりまして、三十五年度一ぱいには総合的な結論を出すということになっておりますが、私もお願いいたしました。率直に今日の事態に目をおうこととなく、農業の現実というものを見詰めて、これに対して抜本的な対策はどうだろうかということ、これをどうしたいかという考え方を、基本法というふうな法制がそれに関連して必要であれば、これはいつでも提出するにやぶさかでない、そういう考へ方を持っておられます。

○中田吉雄君 趣旨はわかるわけですが、ドイツの基本法を見ても、ドイツ国民経済においてドイツ農業をどう位置づけるかということ、これをどう考へて、毎年国会、いわゆる国民に対して農業白書を出させて、位置づけを、実際にどうなんだというふうなことから、ドイツ予算の中である程度リンクさせて、そうしてそのときどきの恣意的なことで農業予算が減らぬようにする、消極的な防衛みたいですが、私は福田農林大臣は大蔵省のことに精通しており、幹事長もやっておられたし、幸い災害とか食糧会計の問題は別にしても、年々減速しておったのが減らないのはけっこうですが、やはり単なる一農林大臣の手腕に期待して農業予算を守るといふようなことも必要ですが、それなりの国民経済において位置づけを、そうして総予算の中で相当部分をさけるようにした方が、私は特に安保改定等をやりました、第二次防衛六カ年計画、そういうものがあれば、また、しわが寄ってきたりして、どうしても弱い機関にしわが寄

るものですから、私はやはりそういうふうな基本問題調査会の結論を待つことも必要でしょうが、将来やはりそういう意味で一考していただくことが重要じゃないかというのを申し上げて、この問題は打ち切りますが、私はそういうふうにはしないと、そのときどきの農林大臣の手腕に期待と信頼を寄せただけでは、特に防衛六カ年計画で二千八百億から三千億の防衛庁費が必要ということになれば、いろいろな関係からしてしわが寄りやすいのではないかと、それを防止する意味でも私は必要じゃないか、こういうふうな思いです。

それから時間がありませんので、第二番目に、財政投融資の問題ですが、農林漁業金融公庫で造林の融資をする三億五千万ですか、それを自治庁所管の公営企業金融公庫に委託されたこと、可否と理由なんですが、これは山崎長官もおられるのでお尋ねしたいと思ふのですが、自治庁の方はこの公営企業金融公庫法によってその目的として農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金で、農林中央金庫その他の金融機関が融資をすること、困難とするものに融資すること、こういう農林漁業の融資対象でない、こういうことを言っているのです。それは公共団体のいわゆる造林は、生産力の維持増進じゃない、こういうことを言っている。それからもう一つは、そういう意味で市町村役場がやるのに融資するのじゃないのだ、むしろこれは財政強化とかというふうなことを言っているんじゃないかと思ふのですが、第二番目には、地方公共団体は林業を

営むものではない、そういうものに貸し付けることは適当でない、違法ではないにしても適当でないという二つの点を、地方公共団体は生産力の維持増進をやるという目的で造林するのじゃない。地方公共団体は林業を営むものじゃない。ところが、農林漁業金融公庫はその二つの目的をやるものだから違法だ、彼らが末端に流して、下から盛り上げてきた理論はそうなんです。そこで、福田農林大臣と渡部伍良農林政務次官の高等政策で、その上の方の政策で、自治庁所管の公営企業金融公庫に委託されたやに聞いているのですが、そういう自治庁の主張に屈服しては言いませんが、それを是としてやられたかどうか。私は森林面積の約一五%も公有林野がある、これは非常に粗放的の経営、立木のないものが多くて、非常に森林資源の開発上から放置できぬ問題だと思ふのです。それを農林漁業金融公庫がやった方がいいのか、自治庁所管の公営企業金融公庫でやった方がいいか、なわ取りでなしに、この一五%という広範の森林面積を占める公有林の造林には、どっちがやった方がいいかという基準でやるべきであつて、私は公営企業金融公庫でやるのがはたして適当かどうかということとは、実は疑問に思つておる。その点はどうなんですか。

○国務大臣(福田赳夫) 御承知の通り、公有林をこの際、整備しなければならぬという緊急の問題があるわけなんです。その場合に一般の造林金融公庫がやっておりますので、これに統一してやるということ、私もはまことに好ましいこと、そうならなければならぬというふうな考へておる。

わけです。ところが一方におきまして、いつでありましたか、三年くらいになりますか、公営企業金融公庫というものができまして、それで市町村の行なうところの公営企業の融資は、一体としてこの公庫にやらせたいという考えが打ち出されておるわけです。これは造林も市町村の行なう公営企業というところに相なりますので、自治庁の意向といたしましては、造林も一つ公営企業公庫を通じて融資が行なわれるようにしたい、こういうことを言ってくるのが当然の勢いと思うのですが、そこで、いろいろ検討してみたのですが、私どものそういう公庫の一括融資施行という主義にも反せず、また公庫中心で、公営企業金融公庫中心のこの地方自治体に対する融資という仕組みにも合う方法いかんというふうに考えますと、資金は公庫に与えて、農林漁業公庫に与えて、そうしてその公庫から公庫の統一的な見解のもとにその公有林に融資すべき部分、三億五千万円などございますが、これらの融資を現実には公営企業金融公庫の方に委託するという方法でやりますれば、まあ両々の用途とするところが立ち、また国会で両方のことを御決議願っておるわけですから、国会の御意思にも沿い得るゆえんではあるまいか、こういうふうに考えまして、ただいまの委託主義というものをとったわけです。さような趣旨でございますから、これは委託はいたしますが、その融資の実行にあたりましては農林省、すなわち、その出先とも申すべき農林漁業金融公庫におきましては、十分自治庁並びに公営企業金融公庫と連絡をとりまして、この趣旨が実現さ

れるように運営して参りたい、かようなことにいたしましたわけでありませぬ。
○中田吉雄君 私も実は九年間地方行政をやってみまして、陳情を強く受けておる面もあるので、国会議員の分野でも、大体地方行政関係は公営企業でやらせるようにいろいろ複雑な情勢はあると思うのです。しかし、私は一五%もあり、これをどうするかということはほんとうに大きな問題で、ただ、これが造林資金の貸付だけでは問題は解決はつかぬと思うのです。いろいろな問題があり、筋論としても、ただいま福田大臣が言われたようなことは、住宅金融公庫でも、じゃ、府県や市町村のやっている住宅金融に對して、公営住宅金融公庫でやると、實際それじゃその分だけは住宅金融公庫で投融資のワクをとって、じゃ、公営企業金融公庫に委託するかといえども、それは住宅政策の一貫性といえますか、これまで別な二本立てでやって支障なしにやれているのです。そういうことからいって、円満におさめてはおられますが、問題があるし、ただ、その際に、私は実際どうも、私の聞いた範囲では低利の長期の融資があるというので、新しい合併町村が基本財産でも作ろうというので造林意欲が非常に高いのです。とうてい三億五千万ではこれはその要求に應ずることはできない。これはもうすでに三十四年度の経過を見てもこれははっきりしているのです。そうすると、どうなるものしょうか。もし農林漁業金融公庫では若干のやりくりは法的にもできて、ワクがもつと多くなつて、他の方が、なかなか説明を見ても森林組合の方が不振でできない。さらにまた、造林資

金としては、むしろ一番たくさんパルプ会社等が金融公庫を使ってやったりしており、その全体の調整を非常に高い地方公共団体の要請にやりくりでこたえ得ることができると思うのです。それが公営企業金融公庫に行つてしまつと、その関係はどうなる。三億五千万打ち切りということでしょうか。もつと必要があり、森林組合等がやらぬ余裕がある場合には、さらにそちらに委託の金額をふやすということになるものでしょうか、そういう点でも若干の支障があるのじゃないか、この点はどうです。
○国務大臣(福田越夫君) ことは三億五千万円でございます、その財源は国有林野からまかなうということになつておりますが、これはもともと私は国有林野事業の会計だけでまかなうべき性格のものじゃない。これは国の一般財源まで出してもやるべきものだと思うのです。ですから実行の状況等を見まして必要があれば、これは一般財源から公営企業公庫の方へ資金を入れまして、そうしてこれを拡充していかなければならぬ、そういうふうに考えております。
○中田吉雄君 その三十四年度の実績を見ましても、三億五千万じゃ足らぬと思うのです。しかも、私は森林組合の方が、十分に予定されておる額が消化できるかどうかについては、不振組合の方がいろいろやっておられるようですが、そういう際には、もし町村の方が多ければさらに追加されるのかどうか。
○政府委員(坂村吉正君) 三十四年度の実行は大体四億程度でございますが、まあ三十四年度は初年度でございます

ましたので非常に両方が集まつておるという実情もございまして、大体三十五年は三億五千万程度でやれるんじゃないかという見通しのもとに一応そうやっておりますわけでございませぬが、これは実行状況を見まして、どうしても必要な場合にはいろいろ調整するというように私は考えておるのであります。
○中田吉雄君 これは昨年もごたごたして話がついて、春の造林時期を失したと思うのです。本年度もまた引き継ぎ等の関係で、また実際支店も持っていない。これは地方課でいろいろ水稲や果樹や、その他の一般の起債と同じように地方課で取り扱うのですか、あるいは林務課でやるのですか、そういう点でも私は造林支店網を持たない点という点でも問題になると思うのですが、一体造林は春季と秋季との——秋から冬と芽が出ない落葉した時期に植えるものですが、これはまた私は春の造林時期を失してしまふと思うのです。ごたごたしてもうすでに雪がとけて暖くなれば芽が出る。そうしなければだめなものですから、もう時期が三月が適期なんです、その関係はどうなんですか。
○政府委員(山崎齊君) これの貸付の事務的な面につきまして御説明いたしますと、市町村の造林計画を立てまして借り入れの申請希望が県の林務課と県の地方課両者に出てくるわけでありまして、その計画あるいは内容が造林という面で適切であるかどうかということとは林務課においてこれを逐次調査するわけでございます。一方また、地方課におきましては市町村の財政というふうな面からいたしましたして、その計

面の適否というものを調査いたしました、両者の意見の一致によりまして、それが地方課を通じて起債の申請となり得るわけでございます。で、末端におきましては両課が密接に連絡をとつて本年度もやっておりますし、今後ともそういう形で進んでいくというふうに考えておるわけでございます。三十五年の融資につきましては、先ほど大臣からお話がありましたような方法がすでにきまりまして、事務当局間におきまして、具体的な方法もおそらくも今月中には決定できるような運びに進んでおるわけでありますので、この三十五年の春植えに大きい支障のあるようなことはないというふうに考えておる次第であります。
○中田吉雄君 農林漁業金融公庫は、大体三十五年度も自分の方でやれるということを予想して、三十四年度分では足りないような分は来年度つけてやるというふうなことで、すでに私は植えているところが實際の話であるんじゃないかと思うのですが、実際はもう足りない、しかし、計画としても妥当だ、では次のでつけてやれというふうなのがあるんじゃないかと思ひます。あるとは言いませんが、そういうのはどうなりますか。
○政府委員(山崎齊君) お説のようなものも全然ないというわけにはいかぬと思うのであります。すでにそういうふうな前提に立つて事業もやられたというふうなものにつきましても、今後公営企業金融公庫の方に委託するということになりますれば、その方から優先的な措置を講じてもらおうということとをわれわれとしては進めてみたいと考へます。

○中田吉雄君 その点が公営企業金融公庫の方は、おれの方は知ったことじゃないというようになことでござる。たすることがあり得るんじゃないか。ただいま長官の言われたように、善意で、三十四年度のワクじゃ足らぬ、計画としては正しいということでは了解して、もう植えておるやつがあると思うのです。そういうことについて一つ移管について支障のないようにしてもらいたいという点をお願いいたします。

それからもう一つ、その問題について三十五年度の政府関係機関の予算書を見ると、これが印刷されたところはいつか知らぬのですが、百八十九ページには、公営企業金融公庫の事業計画及び資金計画のところにはすでに当然そちらに委託されたようなただし書きをつけて出しているんですが、もうそのころから話がついておったんですか、これを見ると。

○国務大臣(福田赳夫君) それはいつのやつですか、三十五年度予算ですか。

○中田吉雄君 三十五年度予算です。

○国務大臣(福田赳夫君) もちろん、それが印刷される前に話を全部きめましてやっております。

○中田吉雄君 それじゃもう一つだけ。畜産の問題ですが、えさの検査機構の問題ですが、養鶏振興法が出ましたときに、その提案理由の説明で、鶏卵と鶏肉だけでも一十億円で次に最大の農産物ということが提案理由の説明にもうたつてあつて、われわれも今さらながら、多いものだと思つてびっくりしておるのです。そうしてまあ小倉さんのやつておる基本問題調査

会でも——まあ小倉学校と称されておるが、そこでの結論の方向としても、果樹もさることながらもつと畜産の方が日本農業の将来としてウェイトが持たれる分野だと思つておる。その際にまあ大きな問題が、えさをどうするか、われわれの調査では、肥料が大体今千二百億くらいです。消費が、ところが、えさが一十億、一千億のえさを消費しているんです。これを自給、輸入、購入いろいろあるのしょうが、農林統計を見ましても、濃厚飼料についてはもう七割以上を買つておるといふ畜産農家が八割もあるというくらいに大きな問題で、この検査機構をどうするかというところは、非常に私はいさ対策としては重要だと思つておる。

幸い昨年度えさの検査機構で七百四十八万であったものが八百十五万に若干ふえて、定員も二十名になつておるのですが、最近えさに非常に夾雑物をまぜて、もう全購運なんかでもあぶなく取り扱えない、もう幾らでも伸びるから、二百億程度が限度だというくらいで、ですから全購運でもこういう夾雑物を鑑定する本を出してみるくらい大へんまぜておる。たとえば栃木県では、もみがらを粉末にする会社が成立して、それをふすま、ぬかにまぜておる。それから魚粉が一番多いのです。魚を煮てそのにおいを貝がらの粉未等につけて、そうして大量にやつておるのです。ですから魚粉は、魚粉を製造するところを買つか市販の方が安い。それは夾雑物をうんとまぜておるのです。そういうことで一千億の中で一割ともいふかぬでしようが、相当これはまぜておつて、とにかく一千億の中で相当全購運等で鑑定して、二割

ぐらしいものもあるし、一割ぐらしいものもあるし、一番多いのが魚粉、その次にはふすま、米ぬか、九州なんかでは竹を粉末にしてまぜるようなことも一つの大きな事業としてみな成り立っているというふうなことで、これはどうしてもこの問題を畜産振興のためには本格的に取り上げていたかなければならぬ。それには、私はやはり肥料の検査機構と同じように、一千億と一千二百億ぐらゐで、もうほとんど全額においても対々というふうな重要な問題ですから、これについて相当畜産団体もお願いをしておたので、十分でないのですが、この問題をどうお考えでしょうかお伺いをしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) お話の点ごもつともなことでございまして、昭和二十九年に飼料の品質検査に関する法律ができております。それでお話のようなことがないかという努力はしてきたのですが、やはり消費者等からもすいぶんいろいろと御注意をいただいているような次第でございまして、なお、これは一そう力を入れなければならぬかと、こういうふうな考えまして、三十五年度には飼料検査所というものを新たに設立しようという計画でございまして、これは農林省設置法として御審議をお願いするわけでございしますが、予算の方では、それに必要な費用をいたしまして千四百七十億圓ばかりのものを御審議をいただいているわけですが、この上とも注意をし、努力をいたすつもりであります。

○中田吉雄君 そういう点では一歩を踏み出していただいたのですが、私は

やはりこれは肥料の検査と同じような程度に充実していかなければ、この要求にこたへることができぬじゃないだろうかというふうな考えです。ただいま御説明の飼料の品質改善に関する法律というもので、これを肥料取締法のような強制的な措置ができるようにできぬものかどうか。もう肥料でありましたら、硫酸なら一八、幾らか、尿素なら幾らか、含有量がほとんど間違いない、安心して買えるというほど検査機構が確立しまして、品質については安心できるわけなんです。私は飼料についてもそういうふうにするのには、この法律を改めることが必要じゃないか、こう思うのですが、いかがですか。

○政府委員(安田善一郎君) 事務的なことですからお話しを留ましまして私から……。中田先生よく御承知の肥料の品質改善に関する法律でございまして、肥料の販取り締まりに關しまする法律と多少違いますが、大体御趣旨に即しましては似た運営が現行法でもできるんじゃないかと思つておるのではありません。ただ現在やつているのはまだ足りないと思つて、あわせて法律改正を要してなお取り締まりを強化して品質改善をする部分もあるかと検討中であります。その内容を一、二申し上げますと、ただいま販売しようとする飼料を、製造業者、販売業者のえさ飼料につきましても、そのえさそのものを公定規格として農林省で定められたものに依りまして登録飼料制度があるのをごいします。その登録内容は、素蛋白、澱粉、固形物の栄養分と販売飼料の中におきます割合をきめてあります。農林省が基準を定めて

おります品質基準はいささか大きければであらうと思つておる。それからもう一つの点は、そういう飼料成分で表示することが、まぜました商品のな原料、たとえば澱粉とトウモロコシとか、蛋白と大豆かすという割合ではつきり表わす義務を負わせておられませんので、そこで配合飼料を二種、三種の配合飼料等に分けまして、商品である原料そのものも明示するようにしたいと思つて研究をいたしております。これは法の運用でできるのであります。またさらに御指摘のものがらとか落花生がらとかいうように、栄養になりませんが、かえつて栄養を阻害するような飼料を混合する、ぬか、ふすまの中に輸入飼料も国内飼料も鉄分のきなどがだいぶん入つておるのであります。これらを飼料製造機に磁石をつけてまして何回もやりますととれる部分もあります。それは製造装置をいたします。タイ国のトウモロコシはある時期は水分が非常に多いのであります。これを飼料用に製造販売しようとする場合は、第一に、水分の多いものの輸入を少なくする措置を今指導しておりますが、飼料の製造販売をしようとするときは、乾燥をして一四・五%以上の水分はいけないというふうな義務を負わせることを研究いたしております。以上のこと等につきましても、現行法の運用をもつてさらに改善をし得るのではないかと思つておる。

次は、製造販売いたしました飼料の取り締まりの点でございしますが、今回多年度の懸案の検査所が独立することに政府側は予定いたしました、予算案の御審議をお願いをすることにまつておるわけですがその実態は、御承

知の通りまだ従来の陣容に近いものでございます。若干の予算人員の増加はございますが、そういう差はありませぬ。その実力ももちましては大体関東付近の配合、混合飼料製造業者のメーカー側を調べることがほぼ可能という陣容でございます。なお、次年度以降には必ずこれを西日本にその実力を及ぼし得るように充実をいたしたいと思っておりますが、初年度まず肥料の仕組みにいたしました飼料検査所の独立をすることをまず第一といたしましたために、今回はそれで御了承をお願いしたいと思っておりますがこの検査取り締まりは、飼料検査所ばかりが行うべきものではございませんで、警察、検察庁等においても、従来かなりやっておられる部分もありません。その成績も手持ちが今ありませんが、次のような方式で、内容のほなほだしく悪いものは告発をいたします。また、その次に位置するものは、呼びましてさらにこれを確認して、飼料の売り渡しを停止いたします。それから若干軽いものは厳重な訓戒を与えまして、三種に分けてやってやるのであります。逐次整備することをもって御了承願いたいと思っております。

○中田吉雄君 飼料の品質改善に関する法律と肥料取締法と比較検討してみたいと思っております。運用の面でもやり得る点も局長の言われたようにあると思っております。ね。肥料取締法の方がもっと強制的で、これはやはり格段の差で私はやはりこれを検討してもらいたいというところを希望しておきます。

定員の問題ですが、実は予算課長の説明を受けたときも、局長の御説明のよう大してこれはふえていない。ただ機構上のなだということだったのですが、肥料の検査所にはどれくらいおるのでか。

○政府委員(安田善一郎君) 数倍おられます。○中田吉雄君 私は肥料よりもっとパラエティがあつて検査はしにくいと思つて、そういう点ではとかくすると、定員という一般の概念で必要な方面も制限されるおそれがありますので、この点農林大臣も御理解いただいで、もっと全国的に検査機構を至急に確立していただきたいというところをお願いしたいのであります。

もう一つ、ただ最近また一そう夾雑物をまぜることが多くなつた。なぜかといふと、昨年の六月に価格をきめてもらったのであります。それがまあえさ業者、原料が上つたといつて、値段がストップされているから、それで一定の収支を償わせるために最近非常にふえてきた。これはもうてんで、大へんふえ率なんです。ですから、これをどうされるかという問題が差し迫つた大きな問題なんです。昨年の六月にまあ押えるということでは据置の措置をとつていただいたことはありがたいのだが、そのことが原料の高騰となつて夾雑物をまぜる率が一昨年、昨年よりかなりふえてきているという事態で、この問題をどうされるかという問題、それからもう一つ出ましたのが、私は一昨年国会議員として欧米を見せたいだいで、タイに行きましたら、タイの大使館の人が、米が売れぬで困るが日本の畜産は盛んらしいと、こつた。トウモロコシなどは、庭を掃いて、みんなどろをつけて掃いて、いぶん夾雑物のまざつたもので、よく

日本の商社は、大したものだと大使館の人も言つていくくらいです。それはもう驚くべきことだと言つておるので、タイの農家は、トウモロコシなんか土ごと掃いて、非常にそういうものがたくさん輸入されているということをお聞きして、私が農業関係のことを少し尋ねたものだから——そういうことも注意してもらいたいと思つて、それから、とにかくえさの据置ということに非常にかつた。これにどう対処していただくかということ、これは緊急を要する問題であります。どうしていただければよろしいか。

○政府委員(安田善一郎君) 昨年の六月、配合飼料を中心にして、その他大豆が、ふすまの価格抑制措置を行政措置に行ないました。その結果、配合飼料のおもなる原料である大豆は、前年のおおのの同月に比しまして一〇%ないし一五%値下げをさせてあります。ふすまにおきましても同様の時期におきまして一割、ごく最近におきまして七%の値下げをさせてあります。そこで、配合飼料の登録飼料につきまして、内容を登録してあるものに即してみます。政府が価格安定をはかつておる原料もありません。外国から外割を受けて輸入するものもありません。国内その他の自由販売品を入手して配合の原料にしてあるものもありません。いろいろと研究しました結果、原料の値段より配合飼料の値段が高い。大豆がふすまの値下げを指導いたしました関係もありません。配合飼料の値下げの要求を当局から申し入れまして、自分で努力して自主的にやらない得る範囲で、かつ、合理的になるようにという

ので、少なくとも五%、多いものは七%の対前年比よりの値下げをはかることになりました。その後もこれを続けておりました。そのときに一番大きな問題でありまして、また、中田先生の御指摘にあります二点を申し上げます。第一点は、魚かす類の価格が不安定で、高くて、かつ、重要な飼料である養鶏飼料が七割近くを占めます配合飼料でありまして、そうであると思つて、次は酪農用の飼料であります。配合飼料に依存する割合が多いためでございます。農林省その他自給飼料の増産に努力しておりますが、単品で農家が買つて濃厚飼料を使う割合が減りまして、だんだん高度の、簡便な配合飼料を使うことが、いろいろな理由がありまして、ふえて参つておりました。昨年度配合飼料の製造量は約五百五十万トン弱と見積もつておりましたが、三十五年度は百九十万トンくらいになるかと思つてあります。これは畜産の振興とあわせて、配合飼料の消費がふえておる、こういうことであると思つておる。政府が手配をいたします輸入飼料を中心にして濃厚飼料、配合飼料の原料につきましては、その供給を来年度は三十四年度より四割増加いたしまして、価格の安定のほか、供給の不足のないように努力いたしておりますが、配合飼料に間々他の飼料の入手のことがあろうと思つておる。そこで、魚かすとその配合飼料原料との関係からいまして、そこにまあ商業者——営業用の配合業者等について御指摘のような点が聞か出てくる分もあるかと思つておる。これは価格抑制を続けるとともに、魚かすの

入手は一部ある時期だけは輸入すること等も検討をすることにした。これは近く、まだ大臣に御了承を得ておられますが、大臣の御許しがあれば国内の魚かす製造業等に圧迫なく飼料の低廉な安定した措置を講ずるべく、全体の配合飼料の増高趨勢は自給飼料を増すと同時に、その供給を確保する、あわせて先ほど申しました品質の確保を十分でないが、まず飼料検査所独立、また現行法の運営改善を通じてやつていくつもりであるわけでありまして。

○政府委員(坂村吉正君) 肥料検査所の定員は九十一名でございます。○中田吉雄君 この点は一つまあ、とかく定員をふやすというところは非常に必要の部分でも定員法その他で問題になるのですが、配置転換等をやつていただいで、私はこれはすみやかに年次計画を立てて、ぜひ検査機構を確立していただきたいということをお願いいたします。○仲原善一君 関連して、今のえさの問題ですけれども、輸入のえさについて、こういうことがあるかどうかというところをお尋ねしたいのですが、それはえさとして入つたものが、それが食料の方に転換される心配がないかどうか。たとえばこういうことですか。大豆が輸入され、入つたのがこれがしょうゆの方の原料に途中かわつてしまつたか、それからトウモロコシが入れればアルコールの原料になるか、初めそういう名目で入つたものが、初め糧関係の方に転換するおそれがあるかどうかということですか。それから、それがもしあるとすれば何か調べる方法があるのか、取り締まりやなにかさう

八

いう点やっておられるのか、そういう点多少障に聞く問題があるものですから……。

○政府委員(安田善一郎君) 仲原先生

の御指摘でございますが、飼料に使うものうちのかなり重要なものにおいても、本来性質はそういう可能性があらうと思ひます。たとえて申しますれば、大豆が飼料として重要なものでもございませうが、みそ、しょうゆの原料でもあり、味の素の原料でもある。さらに小麦を輸入いたしまして、今、飼料用専門のふすまと称しておりませうが、下級の麦を、マニトバ五号、六号をカナダから、豪州からオフ・グールドの小麦を輸入しまして、ふすまの方が六割、小麦粉が四割、こうひいておるものがございます。これはそのものだけをさらにふるい分けますと、皮の分と粉の分と分かれ得るので、横流れのおそれはないかと、一、二の事例はないかと、こういう御指摘を受けること、全くないわけではございません。それに対しては、飼料用として特定をいたしました大豆がすを作る原料の大豆、増産ふすまを作りませう原料の小麦につきましては、政府から、飼料として確実に扱います農業団体、飼料製造業者の団体及び北海道及び商人の一部を限定いたしました。政府の売り渡しの相手方としては指名競争入札をまじえた意味の随契をやりまして、そうして穀物検定協会や飼料の方の団体の検査もしまして、食糧検査所の検査費を使ひまして、原料を入手しました小麦、大豆と、出て参ります増産ふすまに大豆がす、その間の加工工程と数量とを確認いたさせまして、包装容器にはその旨を表示して、

会社の取扱量、販売量を帳簿で検査する、ときどき臨検検査をする形によりまして、あとは特定ルートを通じて、一部商人は別でございますが、扱ひ量は一・何割でございますがその他は実需者団体を通じてルートを特定いたしておるのであります。政府が売り渡す場合に、すべてこれを条件としておりませうので、原則としてそういう心配はない、こういうことにはいたしております。

○委員(堀本宣実君) ここでしばらく休憩いたします。午後二時二十一分開会

○委員(堀本宣実君) 委員会を再開いたします。

農林水産基本政策に関する件を議題にいたします。午前二時二十一分開会

午前に引き続き福田農林大臣に対する質疑を願ひます。

○大河原一夫君 大臣に対して特に農政に対する考え方を伺ひたいわけでございます。それは私が本会議でも申し上げましたけれども、本会議でも申し上げた十分な、抽象的なあれになりまして、たゞ中田委員から冒頭に取上げられた国民経済の中における農業の地位というものは、やはり明確にすべきではないかというところがたまたま出たと思うのですが、私もやはりそういう観点に立つて質問をしたいと思ひます。ということとは、大臣もしばしば言葉の中に、あるいは文章等の中に農業の問題を非常に重視されて取り上げられておるのですが、しかし、その中

で言われていることは、農業の問題は非常に大事であるけれども、やはりこのことは日本経済の発展全体の中で考慮すべきものであるという、こういう表現が使われておる。私はその言葉や表現上の問題でなくて、問題はほんとうの実質、中身の問題だというふうな考へておるわけでございます。従つて、一方には確かにこれは言葉の上であつてもきわめてこのことは一般常識的問題だと思ひます。と同時に、また、このことは単に農業の問題ばかりではなくて、他産業の場合においても同じことが言えると思ひます。やはり国民経済の中でこれを考慮するということ、どの産業部門についても言い得ることができると思ひます。ただ問題になつておるのは、今、農工の較差が増大しておる、その不均衡を是正しなければならぬということが大きな問題として取り上げられておるし、そのために大臣も真剣になつてこの問題に取り組まれ、所得の増大をはかつていかなければならぬ、こういうことを言われているのですから、従つて、今日の不均衡を是正するという建前に立つならば、いつでも言われるような、国民経済全体の中でこれを考慮するといふような、そういうことではやはり農工の較差は正しようことにはならないのじゃないか、むしろ矛盾するものじゃないかというふうな考へておる。もちろん、確かに日本経済が発達し、あるいは特に工業の発展によつて、具体的に言うなら農村における二男、三男、あるいはまた余剰労働力というものを吸収することもできますから、こういう面を考へますと、確かに日本経済全体の発展、国民経済全体の中で

考慮されるということになるのであります。米だけでも大へんな輸入をしなければならぬというふうな状態に相なるわけでございます。日本の経済を今後発展させていくことになる際、この農業という面から考へますと、この農業の生産というものはきわめて大事な地位にあるといふふうな考へを持っておるわけでありませう。それから日本全体の経済構造から考へてみましても、農村が安定すること、地方都市が安定すること、地方都市が安定すること、また農村が安定すること、相なりませうれば、それに物を供給する国の大事業が安定する、経済安定政策の基本をなすものは、農家、農業の安定にある、かような考へ方を私はとるべきである、そういう観念を持っておるわけでございます。まあ一方においてそういう考へ方をとつており、また、とるべきであるといふふうな考へ方をとると同時に、今当面する農業の、また農家の悩みといふもの、これを直視してみますれば、いろいろの問題があります。大きく言うと、私はこの科学技術の世の中におきまして、農業といふものが科学技術をフルに受け入れがたい性格を持っている。ことに日本の農業といふものは零細農業であるといふ点から、その傾向をさらに激しくしているのだといふ点から、生産の効率、生産性において他の産業にだんだんと劣る状況がここに出てきておると、かように考へるわけでございます。ただ日本の農業につきましては、私はそういう非常にむずかしい事態には当面してあります。が、しかし、意気阻喪し、農業の前途をあきらめてしまふといふ必要はない。農家は思いを新たに立ち上がるべきと

と、米だけでも大へんな輸入をしなければならぬというふうな状態に相なるわけでございます。日本の経済を今後発展させていくことになる際、この農業という面から考へますと、この農業の生産というものはきわめて大事な地位にあるといふふうな考へを持っておるわけでありませう。それから日本全体の経済構造から考へてみましても、農村が安定すること、地方都市が安定すること、また農村が安定すること、相なりませうれば、それに物を供給する国の大事業が安定する、経済安定政策の基本をなすものは、農家、農業の安定にある、かような考へ方を私はとるべきである、そういう観念を持っておるわけでございます。まあ一方においてそういう考へ方をとつており、また、とるべきであるといふふうな考へ方をとると同時に、今当面する農業の、また農家の悩みといふもの、これを直視してみますれば、いろいろの問題があります。大きく言うと、私はこの科学技術の世の中におきまして、農業といふものが科学技術をフルに受け入れがたい性格を持っている。ことに日本の農業といふものは零細農業であるといふ点から、その傾向をさらに激しくしているのだといふ点から、生産の効率、生産性において他の産業にだんだんと劣る状況がここに出てきておると、かように考へるわけでございます。ただ日本の農業につきましては、私はそういう非常にむずかしい事態には当面してあります。が、しかし、意気阻喪し、農業の前途をあきらめてしまふといふ必要はない。農家は思いを新たに立ち上がるべきと

きに今や来ている、かように考える次第でございまして、この悩みを解決するという方法といたしましては、これは農家自体だけでは解決できない、日本経済全体の中でこれを解決していかねければならない、こういうふうにし上げておるわけでございます。そのゆえんは、農家の所得を維持し発展させるためには、どうしてもこれは農家の生産を高め、また同時に、生産効率を高めるということをさらにしなければならぬが、日本の農業というものは古来そう大きな変革がないのです、実は。今後新しい部面というものが日本の農家の将来にはいろいろと待ち受けておる。酪農しかりで、また果樹しかり、いろいろな面におきましてこれから育てていけばいいという面も多々あるわけでございませう。まあ一戸当たりの農家の生産を高め、生産性を向上するという政策をとる余地というものがずいぶんあると同時に、日本の工業方面の実力というのは最近めざましく発展を遂げております。で、これに要するところの雇用、需要をまね、これもずいぶんあるわけでございませうから、労働生産性が、農業における労働の生産性が高まり、よって生ずる過剰労働というものは、これは当然生じてきます。これを受け入れて、また鉱工業の方で活躍させ得る余地というものを持っておる。そういうようなことを考えますと、これは長期の、たとえば十年計画というようなことを考えながら日本の経済を発展させ、その発展の中に日本の農家の余剰労働力というものが活躍できるという受け入れ態勢というものを組織的、計画的に実践していく可能性と

いうものがあるわけでありますから、それを一つ総合的な計画のもとにこころをこめていくべきじゃないかというふうなことから、経済二倍拡大長期計画というものを政府の方では今検討中なんでしょう。やはり日本経済全体が伸びるということに一方においては取り組みながら、一方においては、それをよりどころといたしまして農業の所得を向上し、そしてその較差の解消ということを表現していくことかと、かように考えておるわけなんです。それで、過去の趨勢を見ましても、まあ農家の比較的安定しております三十一年から三十四年の趨勢を見ましても、農業の総生産、これは四・三%ずつの年率をもつてふえておりました。ところが、この間に農村から都市への労働力の移動が行われておるわけでございませうから、一戸当たりの所得増加率は五%をこえる五・三というふうな比率になるわけでありませう。五・三の比率というのはこれは非常に高い比率でございませう。今後のことを展望してみますと、今申し上げましたような四・三というふうな年率が総生産の面におきまして確保できるかどうか、これはなかなか、いろいろ議論のあるところでございまして、あるいは人によりましては二・五%くらいではないかというふうな低目の説をなす人もあります。あるいは、まあ三%なり三・五%くらいけるのじゃないかというふうな見方をする人もあります。しかし、日本経済がどんどん拡大されるとそれに要する労働需要、そういうようなことを考えますと、今後引き締まり農村から都市への労働移動というものは、これは私どもは相当大幅に行なわれるとい

うふうに見ておるのでございまして、まあ今後におきましても、ただいま申し上げましたような一戸当たりの農家の所得ですね、問題はそこにあると思ふのですから、一戸当たりの農家の所得はそういうふうに向上下するといふふうなことをおぼやかして、他面、それじゃ鉱工業の方はどうなるかという問題でございませうが、鉱工業の方ににつきましては五・三よりはるかに高い総生産が上がるわけなんです。しかし、農業労働もそこに加えていく結果、一戸当たりの所得としますと、大体農家の所得と同じような点に下がって行くという傾向を持つわけでございます。そういう大体的なことを見当といたしながら、ただいま農工間の較差を解消する、というところが現実化するような施策を検討中でありませうから、かように御了承願います。

○大河原一夫君 先ほどの大臣の御説明で農家経営の安定そのものが日本経済の発展に大きな役割を果たし得るのだという、そういう考え方については私は賛成です。ただ、ところが、どうも今まで受けた印象はそうではなくて、日本経済全体の中で農業経営を考へていくのだ。そういうことでは大臣が言われる、真剣に取り組んでおる較差是正ということにはならぬだろう、いつになっても同じことになるのだらうと考へておったのです。ただいまの説明の中では、一応了承することができたのです。

○国務大臣(福田赳夫君) 御指摘の季節性というふうな問題でございませうが、やはりそういうものを克服していかねばならないと私は思ふのです。そこで、農林省の方では集団化、共同化、農業法人化問題というものの検討にも移っておるわけでございませうが、他面、機械力を導入するという政策もこれは強力に取り進めていかなければならない。さようにして、とにかく労働力というものをなるべく少なく使つて効率、生産を直ちに上げるといふ効果をおさむべきである、そういう政策をとらなければならぬという方向のことは考へておる。それが一戸々々の農家に当たってみますると、それはどこもありません。ありませうけれども、大きな傾向としてはそういう傾向も現に出てるわけでありませう。過去数年間にわたってこれは実際の統計というものが有力にこれを示しておる。今後のことを展望いたしてみましても経済が二倍に拡大するといふようなことを考えますと、これはよほどの人口移動というものが行なわれるのではないかと。いろいろな試算はあります。正確な結論はだんだん出していかなければならないが、大幅な移動が行なわれ得るか、かように考へておる次第であります。

○大河原一夫君 先ほど北村委員も言

われたのですが、特にその場合に大臣は個々の農家に対しても機械力を導入する。その他の面において管農の確立をはかっているという考え方は結構なんでしょうが、ただ問題になっておるのは兼業の、特に僕は第二種兼業の方々に對して、今、大臣がおっしゃるようなそういう機械力の導入であるとか、私は機械力の導入は不可能だと思つて、すが、たとえば、その他の土地の改良問題にいたしても、技術の革新にいたしても、これはわれわれ自身も第二種兼業の問題、これはあらためて十分に検討しなければならぬ点があるわけですが、特に今、政府当局におきましては、この第二種兼業に對して今後どのような手を打たれるのか、こういう問題だと思つて、これは特に私の方で申すのは、東北地方における第二種兼業の増大といふか、特に第二種兼業が非常に困難に瀕しておる。特にまあ東北におきましては、第二種兼業の場合には、いわゆる他からの収入を得るための何といふか、職場というものは、実際わずかに限られておるので、出るとするならば、いわゆるニヨンと称するそういう面に入つて収入を取つてくるというしかないというので、結局、先祖伝来の土地であるからというので、わずかに五反未満の零細規模のところ、やむを得ずしてひしめき合つておる。離農も簡単にできない、こういう状態に置かれておる。これらの兼業農家に対しては、もつと何か適切な対策がとられるべきではないかと思つて、さしたるべきでない農林当局として第二種兼業に對しての

方策をどのように考へておるか、一つの切実な問題にわれわれは考へておるわけだ。
○國務大臣(福田赳夫君) まあ兼業農家というものがずいぶん多くなつてきておりますが、私はこれは農家のあるべき形態といつておつて、今日の段階としてやむを得ない事態ではあるまいかといふふうにお考へておるわけであり、ます。そういうまた機会を考へて、農家の所得を増加するという考へ方をとるべきではないか、さういふことか、通産省の方策といつておつて、工場について相談を受けるという際には、なるべくこれを分散主義で、農村の子弟が通えるような地帯に設けていただくべきかと、あるいは首都圏計画というものがあつたらば、さういふ際にも同じような考へ方をとるか、あるいは私も農林省の考へ方といつておつて、農地法で農地の転用許可という際におきまして、さういふような角度をとりまして、さういふ考へ方をあると、さういふ考へ方をとるべきであらうといふ考へ方です。また一面におきまして、文教政策におきましては、中学校出たというだけではこれは十分な講習を受けにくい、さういふ人に簡単に技術を修得させるという意味におきまして、定時制高校あるいは一般の高校を設けるという際におきましては、農村の子弟が技術を身につけ得るよう、農村の子弟が通えるような地帯に実業課程の教育を施すといふことを頭に置いた施策を進めるとか、あるいは労働省の施策におきましては、職業訓練所、これを農村地帯に設けていく、今までの考へ方は求人本位の職業安定制といふものの運用が行

なわれておるわけですから、それを改めて求職者、特に農村の子弟の求職者に便宜を与えるといふような考へ方を、これを運用していく、そのためには訓練制度といふものを設けて、農村地帯に三十五年度には十四カ所の訓練所を設けるといふような考へ方を考へておる次第であります。さらに身近に各村落の子弟を一つ一つ懇切にお世話をするといふような意味におきまして、職業安定所に協力員制度といふものを設けるとか、これは協同組合あるいは村長さんとか、さういふ方をさういふ制度の協力員としてお願いいたします、身近にお世話をいたしますとか、さういふものもろの施策を総合いたしました、この困難なる問題の解決に当たらないければならぬ、かように考へております。
○大河原一夫君 さういふ対策をとられることも非常にけっこうだし、さきに言われたさういふ二男三男対策、特に兼業の方の対策として農村における工場の誘致設置といふことも考へられる。あるいはまた、さういふ手もとられてきたと思つて、さういふ中で、私は一つ問題になるのは、これは大臣も汽車で旅行されてごらんになつておられると思つて、最近相当農村の畑の中は、ほつほつ小さな工場あるいは住宅が、場所によつては相当な敷地で建てられておる。われわれの方の非常にへんびな所にも、さういふ意味で住宅なり、小さな工場等が作られる、さういふことも一つの二男三男対策になるかと思つても、同時に、あわせて、このことによつて零細な農地が失われていくという面もあるわけですが、さういふ面、いわゆる一つ

は、兼業農あるいは二男三男対策のための工場誘致といふことで、一面においては農地が失われていく、さういふ問題ですが、失われていく面から来るマイナスと、あるいはまた工場の誘致から来るプラスの面もやはり勘案しなければならぬと思つて、さういふ場合の、何といふか、さういふ面とマイナス面の具体的調整の基準といふものは一応考へなければならぬ、さういふ考へ方ですが、相当耕地等がつぶれていっているのです。さういふ面には何かの手が、対策等がありました。非常に憂慮にたえないと思つておるのです。
○國務大臣(福田赳夫君) これは農地の転用をする場合には政府の許可を得ることになつておつて、農業委員等に委任もしておりますが、大きな五千町歩以上の転用といふことになりまして、農林本省の許可を得るような仕組みにしているのです。お話の問題は、その転用制度の運用に大いに関係がある問題かといふふうにお話の次第でございまして、農林省といつては、その運用に非常に苦心したものをいたしているのです。今土地改良事業等におきまして、二万二千町歩から一年に新しい耕地ができます。反面におきまして、一万二千町歩くらいのお話のような状態で、工場敷地や、あるいは住宅敷地となつてつぶれていくわけでございます。大体つぶれる方が四割、さういふような関係になつて、全体といつては耕地はふえているといふような状態でありまして、しかし、その内容が、お話のように、じつとさうである、農家のまた兼業のあ

るべき姿を乱すといふことになつては困るので、そこで、農地の転用基準といふものを、これは権威ある人にもお願いいたしました作りまして、この運用によりまして、なるべく純朴な農村、また農地に適している土地、さういふものは保存されて、なるべく農地に適さないような土地が住宅地や、あるいは工場敷地となることに努力をいたしている次第でございまして。
○大河原一夫君 この問題、ちよつと飛躍しますが、先ほどもちよつと触れましたが、政府の最近における構造政策といふ面が非常に強く取り上げられて、積極的にこれが推進されるようでありまして、特に農業基本法の中には、この面が強く出されておると思つて、構造成策が今日おつて、一体その構造成策が今日おつて、一標はどこに置いておくかといふことな

るのですが、一面には、確かに今日の農家の所得の増大といふこともこの構造成策の上から来る問題だと思つて、さういふのが、私が聞きたいことは、ほんとうの政府が考へている当面の構造成策の目標は、今日問題になつておる貿易、為替の自由化、これに對処するためには、さういふ構造成策が重視されているのではないかと、さういふ考へておるわけですが、私の考へ方を申し上げますならば、この構造成策の推進されることによつて、今日の不均衡は正

向に当然持つていかれるべきだと思つて、政府として今日非常に積極性を見せ、政府として今日非常に積極性を見せておる貿易、為替の自由化に對処す

るべき姿を乱すといふことになつては困るので、そこで、農地の転用基準といふものを、これは権威ある人にもお願いいたしました作りまして、この運用によりまして、なるべく純朴な農村、また農地に適している土地、さういふものは保存されて、なるべく農地に適さないような土地が住宅地や、あるいは工場敷地となることに努力をいたしている次第でございまして。
○大河原一夫君 この問題、ちよつと飛躍しますが、先ほどもちよつと触れましたが、政府の最近における構造政策といふ面が非常に強く取り上げられて、積極的にこれが推進されるようでありまして、特に農業基本法の中には、この面が強く出されておると思つて、構造成策が今日おつて、一体その構造成策が今日おつて、一標はどこに置いておくかといふことな

るためのこの構造政策が強く志向されておられるのはなからうかというふうにならわかれ考えておられるのですが、そういう点について大臣の率直なるお考えを出していただきたいと思ひます。

○國務大臣(福田赳夫君) お話の点は自由貿易化の問題とはいささかの関係もございませぬ。私も考へておられますのは、農村の所得が国の経済の中で適正な地位を占めるということにあるわけでございます。

○大河原一夫君 それに関連しまして、今貿易自由化の問題が出ましたのが、具体的な問題でお聞きしたいのですが、さしあたり大豆の問題が出ています。それについて大豆に対する瞬間タツチ方式がとられておるわけですが、これから来る国内大豆の値下がりということが結局考へられますが、このための瞬間タツチ方式がとられて、製油会社ですか、大きな製油会社あるいは小さな製油工場という、そういうところから調整金でありますか、というふうな金を取って、これによって国内大豆の値下がりをおさへるという方式がとられるわけですが、私の考へ方を申し上げますならば、もちろんこの瞬間タツチ方式にも考へられるところであろうが、今日の一〇%という関税率がむしろ低いのではないかと、いわゆる瞬間タツチ方式よりも、むしろ関税の引き上げというふうな点が考へられるのではないかと、こういうことによつて製油会社等を守つてやるべきではないかということも考へられるわけですが、当面政府としてはどの道を考へられておるのですか、さしあたり大豆の問題を例として出したのでありますが、伺いたいと思ひ

ます。

○國務大臣(福田赳夫君) 瞬間タツチ

によつて課徴金を取るということ、また関税を上げて関税収入を上げるといふことですね、これは二つとも内容は同じなんです。全然変わりない。ただ形が関税の形でやるかということなんですね、ちょうど大豆につきましては価格安定制度なんかありますもの、それから、一応食糧制度の中にこれを入れて、帳簿上の記載をするという形で課徴金を取るという、まあ関税です、これは内容は同じなんです、制度が違ふものだから、今度はガットのよくな関係とか、そういう涉外問題となると、扱ひがやや違つてくるわけでございます。ガットあたりの関係からいふと、関税をなるべく下げようという制度でございませぬ、これを利害関係国と相談しなければならぬということになるのでございませぬ、瞬間タツチ方式でございませぬ、関税と内容は同じであるものにかかわらず、これは国営貿易という逃げ道があるような、そういう違ひが出てくるのであります。それで今大豆につきましても、こし秋あたりごろから自由化しようということを描いておるわけでございますが、その影響があるのです。影響は何かという、まず国産大豆が値下がりをして、それから外国の大豆が、今一俵二千四百円くらいで入つてくる、そこへ一〇%の関税がかかつておるから、二千六百円くらいで取引をされるわけですね。そうすると、今の国産大豆が三千二百円くらいのところを歩いておる、それが六百円も下がつて二千六百円くらいのところへ落ちてくるわけですね。

すると、これは大へんだということでありませぬから、これに對しましては、政府は農家の所得を維持すると、そういう見地をもちまして、大抵現在の取引の価格をもつて国産大豆は全部これを買つちやうと、こういう考へ方をとるわけなんです。そういう点につきましては、今いろいろ相談をしておりますが、通産省におきましても、大蔵省におきましても、どこでも異存はございませぬ。そうすべきであるというふうな考へ方をとられておるわけですが、さあそれには財源が要るわけですね、財源を、ただいま申し上げましたよ、関税をさらに上げてこれを徴収する、あるいは瞬間タツチ方式というところで課徴金を取るか、あるいはもう、そんないずれもしないで、現在の一割関税だけにして、他に財源を求めるとかということ、まだ意見がまとまりませぬ結果、まだ法律案や予算案の御審議をわずらわさないのですが、今検討中でございます。

○大河原一夫君 この瞬間タツチ方式

によれば、確かに農業保護という立場、農民の保護ということになるのですが、その場合に何といふのですか、先ほど申し上げました小さなことで言うならば、しょうゆですか、そういう醸造業者ですか、中小の製油会社等の方から、結局、課徴金というのをとられるわけで、そこから大きな不満が出てくると思ふ。皆さんの方にもこういう業者の方から陳情が何か来ておると思ふのですが、そういう面にしわ寄せが来るのですが、そういうふうなしわ寄せに對してはどんなお考へでございますか。

○國務大臣(福田赳夫君) 今申し上げ

ましたようにやり方、この自由化のやり方、いろいろあるわけですね。私は今申し上げましたように国産大豆は全部買ひ取つちやうということですか、生産者には何らの影響は、心配はありませぬ。それから、じゃ、今度は大豆を使ってこれを加工する業者ですね、影響はどういうことなんでしょうかということをお考へしてみますと、この影響は今私が申し上げましたように、AA制をやる場合の国産大豆の買ひ上げ財源を、どこに、求めるかということによりまして影響が違ふのです。それで今の一割関税を一切引き上げないのだという先ほど申し上げましたような方式をとるといふことになりませぬ、製油業者には何らの影響はございませぬ。まあ多少たくさん大豆が入つて来ますから、そうした面の若干の影響があるわけですが、それから第二の方法として申し上げました瞬間タツチ方式、または関税を引き上げて、その財源で国産大豆を買い上げるのだという考へ方をとりませぬ、今度は関税がよけいにかかるわけでございます。しょうゆ。あるいは課徴金がよけいに新たに取られるということになりますから、今まで二千六百円入つておつた大豆が、あるいは二千八百円になるとか、まあ高くなるわけでありませぬ。そうすると、それを使って油をしぼる業者ですね、この業者は高い大豆を使うわけでございますから、これはそれだけ窮屈な影響を受けるわけでございます。しかし、お話のみ、しょうゆでね、これは大体国産大豆を使うのです。国産大豆の方は三千二百円だつたと思ひますが、ただいま申し上げましたよ、うな財源を用意いたしました、それで

これは市価で流るということになりませぬ、むしろこれは今までよりは安い大豆を使うのだということになりまして、得をする勘定になつてくるわけでありませぬ。それでまあ国産大豆を使う面は得をするが、外産を使う方面の油を作る方ですね、これはちょっと圧迫を受ける、こういうふうな関係に相ならうかと思ひます。

○大河原一夫君 最後に時間がないので農業共済制度について簡単に伺ひ

しますが、この前の本委員会の大臣と私の質疑応答の中で、農業共済制度の本格的な改正を早急に行なうべきではないかということをお申し上げたのに対して、大臣の答弁は明確でなかつたのですが、私が聞いておつたときには、何とか早急にやらなくちゃならぬというふうなことを言つておられます。法改正を今国会に出すかのような答へであつたのですが、あとで議事録を見ますと、そういう言葉ではなかつたのです、これは私の聞き違ひかどうかかわかりませぬが、あとでなお調べなければならぬところがあるのですが、しかし、いづれにしても、御承知のように事業停止というふうな形あるいは解散決議をほつぽつやつておるところがあるわけですね。従ひまして、この解散決議をやつたり、あるいはまたこの事業停止という、やはり今日の農業共済制度の持つておる不備欠陥というものが指摘された中で、こういう問題が派生しておるのですから、私はこれは当局もそうであると思ひ、私たちがやはりせつかく政府から年々百億以上のこれに対する資金が出ておるわけでございますから、これを今、全く支離滅裂の状態に追いやるということとは

ちまして、立地の関係もあり、業務の実態もありまして、終戦後は總体的に全部無料宿舎になっておった。それを今般同様の、たとえば管林署の出張所とか、ほかの出先機関でも僻遠の地もあるし、そうでない土地の地域も、業務もあるから僻遠の地というようなところとか、執務の実態とかをにらみ合わせて公平を期そうというのが改正案を中心に基づいた大蔵省の意見であります。そこでいろいろ折衝しまして、実態が僻遠の地で特殊の業務をしておるから、また非常に設備が実は古いのであります。大したいい宿舎でないの、地方職員の給与上からする要望もありますので、大蔵省と私も折衝をいたしまして、大半は無料を続けることに案ができてつあります。ところが、種鶏場を中心にしたものでござい、青森市内とか大宮市内とか岡崎市内とか兵庫市内、熊本におきます分とか、都市部分に種鶏、鶏を中心にした国立牧場がございまして、これは僻遠という条件を欠くと、そうすると他の行政官署の同種のものとも均衡を欠くというので、少額であるが、有料にしてくれ、東京なんかよりうんと安くするから有料にしてくれということ、まだ大蔵省と話がついておりません。もう一つは、業種の問題がござい、ますので、これらをおおわけて努力中でありまして、全く無料にはできない部分が出てきそうところを今研究しておるところでございます。

給与時間八時間は御指摘のような点もありません。八時間をこえるじやないかという点もありませんが、本来の職務で朝のえさづけから飼育管理から病気発生するときなど職務といえますか、実

態からやむを得ないところもあると思えますが、なお研究をしたいと思えます。

○大河原一君 非常に今説明されたように、そういう立地的な条件あるいはまた職場、作業面から来る条件、僻地の点という、そういう悪条件下に、しかも、常駐してなければ不時のそういう病気等のために常駐してなければならぬ立場にあればあるほど、むしろこれらの方々の宿舎というものは、当然私はもう無料にすべきだというふうな考えられるわけでありまして、一応そういう点については、さらに大蔵省との間に折衝を重ねられるという事でありまして、できるならば大して、わずかな二千幾らの数であると聞いておりますので、無料にして働きたいという、そういう態勢にしていただきたいと、こういうことを最後に要望しまして私の質問を終わりたいと思えます。

○委員長(堀本宜実君) 以上をもって御要求の方の質疑は全部終わりました。他に御質疑もなければ、本件についてはこれをもって終了します。本日はこれにて散会いたします。午後三時十五分散会

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、開拓管農振興臨時措置法の一部を改正する法律案
開拓管農振興臨時措置法の一部を改正する法律案
開拓管農振興臨時措置法の一部を改正する法律案
開拓管農振興臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を改正する法律案

十二年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(国の災害資金の融通措置)

第五条の二 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、開拓管農振興組合の組合員たる第二条第一項に規定する開拓者で、暴風雨、高潮、こう水その他の異常な天然現象(当該天然現象による開拓地における被害の程度が激甚であると認めて、適用地域を定めて、農林大臣が指定するものに限る。)により著しい被害を受けたため同条第二項の管農改善計画を達成することができなくなると認められるものに対し、その者が当該被害を受けたため必要とすることとなつた資金で当該管農改善計画を達成するために必要と認められるものを貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還は、償還期間(据置期間を含む)を十二年(政令で定める場合には、二十年)以内とし、据置期間を三年(当該政令で定める場合には、五年)以内とし、利率を年五分五厘(政令で定める場合には、年三分六厘五毛)とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年に係る利息については、当該年支払の方法)によるものとする。

第六条中「に規定する助成措置」を「の規定による助成措置並びに前条の規定による資金の融通措置」に改める。
第八条の次に次の一条を加える。
(開拓管農振興審議会)

第九条 農林省に開拓管農振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に依り、第二条第一項に規定する開拓者の管農の改善に関する対策その他開拓管農の振興に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、委員十人以上以内で組織する。

4 委員は、第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

5 前四項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 開拓者資金融通特別会計法(昭和二十二年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

当分の間、開拓管農振興臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)第五条の二第一項の規定による貸付けに関する歳入歳出は、この会計の所屬とする。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中「中央作況決定審議会」農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議することを「中央作況決定審議会」を「開拓管農振興審議会」に改める。

会 農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。
会 開拓管農振興臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)に重要事項を調査審議すること。」に改める。